

# 重度心身障がい者・ひとり親家庭等・子ども医療費助成

市は、次に該当する方へ医療費助成を行なっています。

## ●対象者

### 1 重度心身障がい者

- 「身体障害者手帳」1～3級をお持ちの方  
(ただし、3級は内部障がいに限る)
- 療育手帳「A」をお持ちの方、または知的障がい「重度」と判定(診断)された方
- 「精神障害者保健福祉手帳」1級をお持ちの方  
※所得額によっては、対象とならない場合もあります。

### 2 ひとり親家庭等

- 18歳になる年度末(3月31日)までの児童を扶養または監護している、ひとり親家庭等の父または母(18歳以降もお子さんを扶養する場合、引き続き助成を受けられることがあります。)
- ひとり親家庭等の児童(18歳になる年度の末日(3月31日)まで)  
※18歳以降も保護者に扶養される場合、引き続き助成を受けられることがあります。  
※所得額によっては、対象とならない場合もあります。

### 3 18歳になる年度末(3月31日)までの子ども(以降「子ども」とする。)

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎32-2216

## ●助成の範囲

入院・通院・訪問看護・柔道整復などの医療費

- 「精神障害者保健福祉手帳」1級をお持ちの方  
→入院は対象外
- ひとり親家庭等の父または母  
→入院・訪問看護のみ対象  
※薬の容器代・文書料・食事代などや保険外診療は助成対象外。

## ●自己負担額

- 市民税課税世帯の方…医療費の1割  
1カ月の自己負担額が通院で18,000円(年額144,000円)、入院で57,600円(多数該当の場合44,400円)を超えた場合は、超えた分の医療費助成を受けることができます。)
- 市民税非課税世帯の方…初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)
- 「子ども」…自己負担なし(無料)

## 病院などの窓口で医療費助成を受けられなかった場合

「子ども」は、受給者証を窓口提出するとその場で医療費が無料になりますが、適用とされない病院などもあります。

無料にならなかった場合は、後日助成金を振り込みますので必要書類を持参のうえ、市役所で申請手続きをしてください。

「子ども」以外の受給者も、それぞれの自己負担額を超える医療費を負担した場合は、必要書類をご持参のうえ、市役所で手続きをしてください。

必要書類…領収書・印鑑・保険証・振込先の口座がわかるもの

## 今年8月以降の受給者証について

- 重度心身障がい者・子ども医療費受給者証  
→7月下旬にお送りします(更新手続きは必要ありません)。
- ひとり親家庭等受給者証  
→更新手続きが必要で(対象者にはご案内しています)。  
※現在お使いの受給者証は、一部を除き有効期限が7月31日となっています。





## 国民健康保険被保険者証の更新

現在お使いの国民健康保険の被保険者証の有効期限は、7月31日までです。新しい被保険者証は、7月下旬に郵送します。被保険者証が届きましたら、内容に誤りがないかご確認ください。

### 有効期限にご注意ください

次に該当する方は有効期限が異なります。

- (1)75歳になり後期高齢者医療制度へ移行する方
- (2)70歳になり高齢受給者証が該当になれる方

### 取り扱い上の注意

- 被保険者証は紛失に注意し、大切に保管してください。
- 有効期限を過ぎた被保険者証は使用できません。
- ほかの健康保険に加入した方は、国民健康保険被保険者証は使用できません。資格喪失の届出をしてください。
- 他人との被保険者証の貸し借りは絶対にやめましょう。不正使用は刑法にふれます。

※詳しくは、新しい被保険者証に同封される「お知らせ」をご覧ください。

医療  
保険



information

### 問合せ

医療保険係

☎32-2214

北海道後期高齢者

医療広域連合

☎011-290-5601



## 後期高齢者医療制度 保険証(被保険者証)の一斉更新

現在お使いの保険証(橙色)、減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)及び限度証(限度額認定証)の有効期限が7月31日までです(8月以降は使用できません)。

### 【保険証】

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**水色**の保険証をご使用ください。

新しい保険証の有効期限 …令和3年7月31日

紛失したとき・汚れたとき…再交付します。医療保険係までお申し出ください。

### 【減額認定証・限度証】

引き続き交付対象となる方には7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは**黄色**の減額認定証及び限度証をご使用ください。

新しく必要となる方は次の交付要件に該当することをご確認のうえ、医療保険係へ申請してください。 ※有効期限は保険証と同じく1年間です。

#### 減額認定証…次の区分ⅠまたはⅡに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、次のいずれかに該当する方
	●世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方
	●高齢福祉年金を受給されている方

#### 限度証…次の現役並みⅠまたはⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅡ・Ⅲに該当せず、3割負担の方とその方と同一世帯にいる被保険者の方